

立正大学人文科学研究所規定

1. 本研究所は、立正大学人文科学研究所と称する。
2. 本研究所は、これを立正大学内におく。
3. 本研究所は、人文科学に関する調査研究を行い、學術の進歩発展に寄与することを目的とする。
4. 前項の目的を達成するためにつきの事業を行う。
 - 1) 総合調査研究
 - 2) 所員の研究助成
 - 3) 研究成果の発表および機関誌の出版
 - 4) その他必要な事業
5. 本研究所につきの役員を置く。
 - 1) 所 長 一 名
 - 2) 幹 事 若 干 名
6. 所長は、研究所会議において所員中より選出し、学長が任命する。
所長の任期は三年とし、再任を妨げない。
7. 幹事は文学部各学科および教職課程からそれぞれ一名宛選出するものとする。
8. 所員は、文学部教授会の構成員である教授・助教授・講師をもって構成する。
9. 本研究所に研究助手および嘱託を若干名おくことができる。
10. 研究所会議は、所員をもって構成し、本研究所の事業について協議する。
11. 本研究所の経費は、立正大学予算および寄付金により支弁する。

付 則

12. 本規定を変更する場合は、研究所会議の決議による。



あ と が き

諸般の事情により、年報10号の刊行が大変遅延いたしました。ご執筆いただいた各位にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

なお、本号に原稿をいただけなかった各位には、次号にお願いすることになります。(清水)

立正大学人文科学研究所年報 第10号
昭和48年3月15日発行©

立正大学人文科学研究所長
編 集 新 明 正 道
責任者

印刷所 東洋経済印刷K. K
東京都豊島区高田3ノ12ノ9

印刷人 関 通 平

発行所 東京都品川区大崎4丁目2
立正大学人文科学研究所